

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものは、令和2年4月30日をもって満了するものとする。

記

和歌山県

令和2年2月28日

近畿運輸局 和歌山運輸支局長



# お知らせ

新型コロナウイルス感染症対策として、全国の運輸支局において別添のとおり自動車検査証の有効期間の伸長の公示が行われております。

該当の自動車検査証であって、有効期間の満了する日の伸長を希望される方は、受付担当者にお申し出ください。

ただし、自賠責保険等の追加加入が必要となる場合があります。

和歌山運輸支局